

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

塩竈市長

公表日

令和7年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム、健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル(健康管理システムファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条 表153の項 ・第155条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの間に人為的ミスが発生するリスクへの対策をしている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前にパスワードによる保護を行い、パスワードは別途提供している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当課において全職員(正職員及び正職員以外も含む)に対し、「個人情報保護管理及びセキュリティ対策に係る研修」を実施している。 直接研修を受講する・研修受講者等が研修内容伝達を行う研修に参加する・研修動画を閲覧し最後にオンラインテストを実施して受講完了する。 毎年職員全員へ実施しているため、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 ・別表第一の10、93の2の項 ・別表第一主務省令の第10条、第67条の2	事後	
令和3年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二の第115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第115の2の項 ・主務省令 第59条の2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第16の3,115の2の項 ・別表第二主務省令の第12条の2の2,59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第115の2の項 ・別表第二主務省令の第59条の2	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和3年7月15日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1 一つの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 一つの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	I-5①部署	健康推進課	健康づくり課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-5②所属長の役職名	健康推進課長	健康づくり課長	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	I-8 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	II-1 一つの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	II-2 一つの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和5年7月26日	II-1. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年7月26日	II-2. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の10、93の2の項 ・別表第一主務省令の第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 ・別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	I-4 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	II-1. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-2. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年12月31日	II-1. 一つの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和6年12月31日	II-2. 一つの時点の計数か	令和6年4月30日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和6年12月31日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	自治体情報システムの標準化・共通化により、特定個人情報の配置先が変更となるため
令和6年12月31日	IV-8 人手を介在させる作業	なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの間に人為的ミスが発生するリスクへの対策をしている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前にパスワードによる保護を行い、パスワードは別途提供している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれないか、対策は十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和6年12月31日	IV-11 最も優先度が高いと思われる対策	なし	・担当課において全職員(正職員及び正職員以外も含む)に対し、「個人情報保護管理及びセキュリティ対策に係る研修」を実施している。直接研修を受講する・研修受講者等が研修内容伝達を行う研修に参加する・研修動画を閲覧し最後にオンラインテストを実施して受講完了する。毎年職員全員へ実施しているため、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年2月14日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 ・別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める命令第10条、第67条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条 表153の項 ・第155条	事前	自治体情報システムの標準化・共通化の仕様変更のため